

〔はり師、きゅう師及びあんま・マッサージ師の施術を受けている被保険者の方へ〕

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給方法に関するお知らせ

○支給方法について

療養費の支給方法は「償還払い※¹」が原則ですが、本組合では被保険者の利便性に鑑み、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費は「受領委任払い※²」としています。

今般、厚生労働省から当該療養費の支給方法に関する取扱いが示され、令和3年7月施術分から、長期・頻回な施術が継続している方については、保険者の判断により償還払いへ変更できることとされました。

本組合においても、保険給付の適正化を図るため同様の取扱いを行うこととしましたので、お知らせします。

※1 被保険者の方が一旦全額を負担し、後日、組合に申請して一部負担割合分を控除した額の給付を受ける方法のことをいいます。

※2 被保険者の方は一部負担割合分の費用を施術所で支払い、施術師が組合員の方に代わって一部負担割合分を控除した額の給付を受ける方法のことをいいます。

○償還払いへの変更について

次のいずれにも該当する方には、施術内容等を確認したうえで、施術効果を超えた過度、頻回な施術である可能性がある旨を文書によりお知らせします。

- ・初療から2年以上継続して施術を受けている。
- ・直近2年間のうち5か月以上で月16回以上の施術を受けている。

お知らせは施術所にも送付しますので、お知らせが届いたときは、同意書を記載した医師や施術所と今後の施術について相談してみてください。

なお、お知らせを被保険者の方が受け取った日の翌月以降も、正当な理由なく、更に月16回以上の施術が実施されたときは、償還払いに変更させていただくことがあります。この場合は、改めて文書によりお知らせしますので、予めご承知おきください。

全国土木建築国民健康保険組合

〒102-0093

東京都千代田区平河町1-5-9 厚生会館

TEL 03(6893)4386

FAX 03(5210)4392

ご不明な点がありましたら、こちらまでお問い合わせください。

